

農業農村整備事業一関地区動植物調査業務委託応募要領

第1 業務名

農業農村整備事業一関地区動植物調査業務委託

第2 業務の目的及び概要

1 目的

本業務は、県南広域振興局農政部一関農村整備センターが所管する農業農村整備事業実施地区において、希少野生動植物の生息状況調査及び工事範囲に生息している希少野生動植物の保全のための移植等を実施するものである。

2 概要

(1) 業務内容

希少野生動植物調査	1式
・モニタリング調査	1式
・定植候補地探索調査	1式
・ため池調査	1式
・移植作業	1式
・植物調査	1式
・鳥類調査	1式
・昆虫調査	1式
・水生生物調査	1式

(2) 業務場所

一関市地内及び平泉町地内

(3) 業務委託料の上限額

8,835,200円（消費税含む）

第3 応募資格

本業務の応募資格は、次の各号の全てに該当する者であること。

- (1) 応募する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある次のⅠ又はⅡに該当する者を有するNPOであること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、参加意思確認書の提出日において3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

Ⅰ 岩手県が各振興局に設置する希少野生動植物調査検討委員会の委員

Ⅱ 岩手県環境アドバイザー

- (2) 主たる事務所の所在地が岩手県内であり、かつ「環境の保全を図る活動」を行っているNPOであること。

- (3) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）において、業務場所の属する振興局等の所管区域で、国・県営事業に係る動植物の生息・生育調査業務の実績があるNPOであること。

- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3

年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しているものでないこと。

第4 応募手続

1 募集期間

令和8年4月10日(金)～令和8年4月16日(木)

2 応募方法等

次に示す資料を第6の「応募・照会等窓口」に持参すること。

(1) 提出資料

別紙様式1「参加意思確認書」 1部

(2) 受付日時等

受付曜日は月曜日～金曜日(祝祭日を除く)、受付時間は午前9時～午後5時00分とする。

第5 事業実施期間

契約締結日の翌日から令和8年12月11日までとする。

第6 応募・照会等窓口

〒029-0803 岩手県一関市千厩町千厩字北方85-2

県南広域振興局農政部一関農村整備センター

TEL 0191-52-4931

FAX 0191-52-5844

担当者 農地整備課 齊藤 慎太郎

第7 その他

- 1 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2 提出された参加意思確認書は、返却しない。
- 3 提出された参加意思確認書は、本委託業務にかかる事務手続き以外に、提出者に無断で使用しない。
- 4 募集期間以降における参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
- 5 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合には、参加意思確認書を無効とする。
- 6 委託契約締結後、本業務の成果に関する次の各号に掲げる権利等は、県南広域振興局長が継承するものとする。
 - (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
 - (2) 著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)